

平成 29 年 1 月 17 日  
日本学術会議事務局  
管理課用度・管理係

## 調 達 公 告

件 名	電気設備法定点検業務
ボックス番号	①
数 量	一式
作 業 内 容	別紙仕様書の通り
履 行 期 限	平成29年3月31日
見 積 提 出 期 限	平成29年1月24日(火)12:00まで (郵送の場合は1月23日(月)18:00まで)
見積書提出先及 び 仕様書交付先	〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34 内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係 TEL03-3403-1930
担 当 者 名	用度・管理係 参宮、小畠
競争に参加する者 に必要な資格及び 注意事項	①別添の「オープンカウンター方式について」を参照 ②参加者は、見積り書の提出をもって 「暴力団排除に関する誓約事項」(別記)に誓約したものとする

# 仕 様 書

- 1 件 名 電気設備法定点検業務
- 2 作業場所 東京都港区六本木7-22-34  
日本学術会議庁舎
- 3 履行期限 平成29年3月31日
- 4 対象設備
  - (1) 受変電設備 (地下1階電気室)
    - ① 高圧引込盤
    - ② 高圧受電盤
    - ③ 高圧饋電盤 No. 1
    - ④ 高圧饋電盤 No. 2
    - ⑤ 高圧コンデンサー盤 No. 1
    - ⑥ 高圧コンデンサー盤 No. 2
    - ⑦ 低圧動力盤
    - ⑧ 低圧電灯盤 No. 1
    - ⑨ 低圧電灯盤 No. 2
    - ⑩ 低圧電灯盤 No. 3
    - ⑪ 非常低圧盤
  - (2) 動力・電灯盤 (各階)  
<地下1階>
    - ① 分電盤 (L-1)
    - ② 分電盤 (外灯)
    - ③ 発電機室空調盤
    - ④ 分電盤 (L-B1)
    - ⑤ 分電盤 (L-B12)
    - ⑥ 衛生ポンプ制御盤
    - ⑦ 衛生ポンプ制御盤 (P3)
    - ⑧ 冷暖房機器制御盤 No. 1
    - ⑨ 冷暖房機器制御盤 No. 2
    - ⑩ 排風機制御盤
    - ⑪ 講堂送風機制御盤
    - ⑫ 消火ポンプ盤
    - ⑬ 車庫シャッター電源盤

< 1 階 >

- ① 分電盤 (L-12)
- ② 分電盤 (L-1-2)
- ③ 講堂操作制御盤
- ④ スナック排気制御盤

< 講堂 >

- ① 分電盤 (L-13)
- ② 2F AV機器
- ③ 2F 映写室分電盤

< 2 階 >

- ① 機械室分電盤 (L-2)
- ② 2F 空調機制御盤
- ③ 機械室分電盤 (PL-2-2)

< 3 階 >

- ① 機械室分電盤 (L-3)
- ② 機械室分電盤 (L-3-2)
- ③ 3F 空調機制御盤

< 4 階 >

- ① 機械室分電盤 (L-4)
- ② 機械室分電盤 (L-4-2)
- ③ 4F 空調機制御盤

< 5 階 >

- ① 機械室分電盤 (L-5)
- ② 機械室分電盤 (L-5-2)
- ③ 5F 空調機制御盤

< 6 階 >

- ① 機械室分電盤 (L-6)
- ② 機械室分電盤 (L-6-2)
- ③ 6F 空調機制御盤

< 屋上 >

- ① 便所排気他制御盤
- ② 屋上分電盤 (P-R-2)
- ③ 新鮮空気送風機盤
- ④ 便所排気制御盤 (屋上階段脇)

## 5 作業内容

(1) 電気設備法定点検として、各設備について以下の測定・試験等を行うこと。

- ① 接地抵抗測定
- ② 高圧絶縁抵抗測定
- ③ 保護継電器試験 高圧受電用過電流継電器 (OCR) 4 個

地絡継電器 (DGR)	1 個
不足電圧継電器 (UVR)	1 個

④シーケンス試験

⑤低圧幹線絶縁抵抗測定	低圧動力系統 低圧電灯 No. 1 系統 低圧電灯 No. 2 系統 非常低圧動力系統 非常低圧電灯 No. 1 系統 非常低圧電灯 No. 2 系統
-------------	--

⑥動力・電灯盤絶縁抵抗測定 上記 4 (2) の動力・電灯盤 (計 39 面)

- (2) 各設備の汚損、損傷、腐食、脱落、過熱、変色、異常音等の点検を行うこと。
- (3) キュービクル内の点検・清掃を行うこと。
- (4) 業務終了後、速やかに報告書を担当官に提出すること。

6 その他

- (1) 作業実施日については閉庁日とし、担当官と協議の上、決定することとする。
- (2) 請負者の責めにより当局の施設及び物品等に損害を与えた場合は、請負業者の負担により原状に復すること。
- (3) 仕様書に記載はないが、技術上、当然すべき事項については、これを施工するものとする。
- (4) 本仕様書の内容及び解釈等に疑義が生じた場合、その他、特に必要があると認められた場合は、事前に担当官と協議の上、決定、解釈を図ること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。